○法務省告示第三百八十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月二十日法務省告示第四百二十一号の一部を次のように改正する。

平成二十三年八月八日　　法務大臣　江田　五月

第二号ロの表三正工業株式会社の項中「機械加工」を「機械加工、機械検査」に改める。

○法務省告示第三百八十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十三年八月八日　　法務大臣　江田　五月

第二号ロの表に次のように加える。

有限会社クローバ電器製作所	群馬県太田市岩松町七百三十三番地の七　めっき

○広島高等検察庁告示第二号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を変更したので、次のとおり告示する。

平成二十三年八月八日　　広島高等検察庁検事長　梶木　壽

広島県広島市中区上八丁堀二番三一号広島法務総合庁舎　広島高等検察庁総務部企画調査課内情報公開窓口

○外務省告示第二百七十一号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、平成二十三年七月二十日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第七号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

平成二十三年八月八日　　外務大臣　松本　剛明

失効年月日	発行年月日	旅券番号
平成23年7月20日	2010年3月26日	TK153825

○外務省告示第二百七十二号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定に基づく返納命令に応じて返納されたが、同法第十八条第一項第七号の規定に基づき、効力を失うべきことを適当と認めたので、左記の失効年月日に効力を失った。

平成二十三年八月八日　　外務大臣　松本　剛明

失効年月日	発行年月日	旅券番号
平成23年7月28日	2007年6月29日	TH3601432

○厚生労働省告示第二百八十二号

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第二号）第三条の二第一号の表の第七号の下欄の規定に基づき、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第三条の二第一号の表の第七号の下欄の規定に基づき厚生労働大臣が別に指定する測定器を定める件（平成十五年厚生労働省告示第二百四号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年八月八日　　厚生労働大臣　細川　律夫

表に次のように加える。

2301	FMM－MD	神栄テクノロジー株式会社

○農林水産省告示第千四百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年八月八日　　農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　大分県臼杵市野津町大字泊字久保二三六七の五（国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千四百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年八月八日　　農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県高岡郡檮原町下折渡七五の二、八九〇（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を高知県庁及び檮原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年八月八日　　農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　岡山県井原市上出部町字尾挟一〇三七の三、一〇三七の四、一〇四八の二

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　解除の理由　道路用地とするため

二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　岡山県井原市上出部町字尾挟一〇三七の三、一〇四一の七、一〇四二の一、一〇四七の五、一〇四八の二

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千四百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年八月八日　　農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県下伊那郡喬木村九二七二の九、九三一九の五

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千四百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年八月八日　　農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県朝倉郡東峰村大字小石原字水浦一八四七の二（国有林）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千四百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年八月八日　　農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県津山市南方中字馬ケ谷一二八五の一、字本谷奥一二八八の一から一二八八の四まで、一二八九の一、一二八九の二、一二九〇、字馬場の下一二九一の一、一二九一の二、字藤谷一二九二の一、一二九二の二、一二九三から一二九六まで、字大久保一二九七、一二九八の二、油木北字高山九七七の一、九八〇の一、九八七の一、九九〇の一、九九〇の三、九九〇の四、九九一、里公文字脚張一〇六三の一、一〇六三の一八、字高鉢一一一九の一、一一一九の七、一一二〇の一、一一二〇の二、一一二〇の四、一一二〇の六、字狸岩一一二三の一、一一二三の五、字花立一一二四の一、一一二四の三から一一二四の五まで、字堂敷一一二六の一、一一二六の三から一一二六の七まで、一一二六の一一、字野呂田一一二七、字場が瀬一一二八の一から一一二八の四まで、字立岩一一三四の一、一一三四の五、字足ケ垰一三七一の一、一三七一の六、宮部上字西谷奥八〇九の二、八〇九の五から八〇九の一三まで、字矢倉ケ仙八七〇の二、八七〇の九、八七〇の一〇、八社字神崎前一二一三の一、字御崎一二一五の一、字御崎前一二一五の二、一二一八の一、字給分田一二三五、字漆本一二六五の一、字畦高一二